豊中市教育情報セキュリティポリシー策定支援等業務 仕様書

1. 背景•目的

本市では、従来より学校現場のICT化に取り組んできたところである。令和2年度には文部科学省のGIGAスクール構想の動向にあわせ、児童、生徒に1人1台端末を実現した。

端末の利用にあたっては、本市では豊中市情報セキュリティ規則(平成28年豊中市規則第83号)並びに豊中市情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報セキュリティの確保を図っているところである。近年のICT活用推進の流れの中で、小中学校においても情報セキュリティ対策の重要性が年々高まってきているが、小中学校においては児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする等、行政事務とは異なる点も少なからず存在する。

そのため、文部科学省が取りまとめた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和3年5月版)」の内容を踏まえつつ、本市の実態に応じた実効性の高い教育情報セキュリティポリシーを策定することにより、小中学校における情報セキュリティの確保をめざすものである。

2. 業務概要

- (1) 教育情報セキュリティポリシー策定支援 教育情報セキュリティポリシーにかかる各種調査・分析及び原案の作成を行うこと。
- (2) 教育情報セキュリティポリシー運用案作成

策定した教育情報セキュリティポリシーを運用するため、PDCA サイクルに基づいた情報セキュリティ管理運用案を作成すること。

(3) 教育情報セキュリティポリシーにかかる職員向け研修の実施 教職員向けの研修を実施すること。また、関連する各種資料を提供すること。

3. 契約期間・支払方法

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和4年(2022年)3月31日(木)までとする。
- (2) 支払については、業務完了後の検収ののち、豊中市教育長(以下「発注者」という。)が適法な請求書を受け取った日から起算して30日以内に銀行振込により行うものとする。

4. 各業務の仕様

- (1) 教育情報セキュリティポリシー策定支援
 - ・教育情報セキュリティポリシー策定にかかる基礎情報として、各種調査を実施すること。この調査には国及び他自治体の動向調査のほか、本市教育委員会及び小中学校の情報セキュリティに関する現状の調査(ヒアリング等)も含むものとする。
 - ・前項で実施した調査を元に、本市教育委員会及び小中学校における情報セキュリティ上の課題分析を行い、発注者に提示すること。

- ・教育情報セキュリティポリシー原案を作成し、発注者に提示すること。
- ・教育情報セキュリティポリシー原案の内容に対する発注者側からの問合せに対応すること。また、 内容に疑義が生じた場合や案の変更が適当と判断される場合には、発注者からの依頼に応じて修 正案を提示すること。
- ・教育情報セキュリティポリシー原案に対する概要版資料、FAQ資料、解説資料を作成し、発注者に 提示すること。

(2) 教育情報セキュリティポリシー運用案作成

- ・教育情報セキュリティポリシー策定後、教育委員会及び各小中学校において、PDCA サイクルに基づいた年次の情報セキュリティ対策の振り返り・評価および必要な是正措置の実施を検討している。そのため、調査業務によって得た本市の実情を踏まえて、自己点検を実施する場合等の教員の負担軽減に配慮しつつも、一定の実効性のある運用案を検討・作成のうえ発注者に提示すること。
- ・上記の運用案において、各種情報資産のリスク分析等を実施することを提案する場合は、これら の実施手法について発注者に対して適宜アドバイスを行うこと(リスク分析作業自体の実施まで も受注者に求めるものではない。また、運用案を実施していく際に必要となる様式類のサンプル を作成し、提供すること。)

(3) 教育情報セキュリティポリシーにかかる職員向け研修の実施

教育情報セキュリティポリシーの実効性を高めるため、以下の研修を計画し、実施する。

- (あ) 校長向け研修
- (い) 教頭向け研修
- (う) 教職員向け研修
- ・対象人数は、それぞれ60名程度とする。
- ・各1回以上実施し、1回あたりの時間は2時間程度(質疑含む)とする。
- ・当日の欠席者向けの対応および振り返り学習用として、資料作成(編集可能な形式の電子データ) 及び実施する研修を撮影した動画ファイルの作成を行うこと。(動画についてはイントラネット 内での公開を想定。汎用的な再生ソフトで視聴可能なもので、編集可能な形式の電子データ)
- ・研修当日の配布資料(紙媒体)を参加人数分用意すること。
- ・上記研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては、発注者の判断により集合研修を中止する場合がある。その場合は別途発注者と協議し、集合研修と同等の効果が期待できる方策を提案すること。(Web 会議を実施する場合の環境は発注者が準備するものとする。CiscoWebEx または Zoom を想定しているが、詳細については実施前に別途相談すること。)
- ・(あ)から(う)のそれぞれの研修について、対象者それぞれの役割、業務を考慮し、最適なもの を企画、提案すること。
- ・研修の実施時期は教育情報セキュリティポリシーの策定から 2022 年 1 月の間を想定している。 (ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては発注者と受注者で協議のう え、契約期間内で実施時期を変更する場合がある。)
- ・研修当日の質疑について、今後の運用の参考となるものを FAQ としてまとめ、発注者に提示する

こと。

5. 独自提案

「4. 各業務の仕様」に掲げる業務以外で、情報セキュリティの向上や情報システムの運用負担の軽減などに資する提案がある場合は、積極的に提案すること。(プロポーザル審査時の加点要素となる。)

6. 業務実施にかかる諸条件等

- (1) 本業務の実施にあたり、業務全体の内容及び進捗状況を管理する責任者(業務責任者)を1名以上置くとともに、実施計画書(様式任意)内で報告すること。また、発注者との連絡調整の窓口は原則として業務責任者に一元化すること。
- (2) 実施計画書については、契約締結後概ね 10 営業日以内に発注者に提示し、承認を得ること。
- (3) 本業務の遂行に必要な事前調査を実施すること。
- (4) 発注者との打合せに出席すること。打合せについては、概ね 5 営業日後までに打合せ議事録を作成し、発注者に送付すること。その際、発注者が修正の指示をした場合は修正を行うこと。
- (5) 本業務の従事にあたって特段の資格要件は求めないが、本業務の従事者が情報セキュリティ関連 (ネットワーク関連、セキュリティ監査関連を含む。)の資格を保有する場合はプロポーザルにおけ る加点要素となる場合があるため、企画提案書に記載すること。資格保有者の業務分担(例:調査 の実施。打合せへの出席など)及び想定される業務への効果についても明記すること。(資格につい ては、国家資格に限定しません。)
- (6) 本市市長部局においては、豊中市情報セキュリティポリシーの改定を令和3年度(2021年度)前半に実施する予定である。そのため、豊中市情報セキュリティポリシーの内容についても調査・検討の上、ポリシー間での齟齬がないよう注意すること。なお、豊中市情報セキュリティポリシーの改定業務に携わる職員等の紹介や関係する書類の提示等は発注者より行う。

7. 成果物

(1) 本業務における成果物および提出期限は、以下のとおりとする。

			提出部数	提出部数
	成果物	提出期限	(紙媒体)	(電子デー
				タ)
1	実施計画書	契約締結日から 10 営業日	1	1
		以内		
2	教育情報セキュリティポリシ	令和 3 年 (2021 年) 9 月 30	1	1
	一案	目まで		
3	セキュリティポリシー概要版、	令和 3 年(2021 年)10 月	1	1
	FAQ、解説資料	中旬ごろまで		

	教育情報セキュリティポリシ			
	ー運用案(関連する様式類を含			
	む)			
4	各種打合せ議事録	各打合せから5営業日以内	1	1
5	研修当日用テキスト	研修実施日の1週間前まで	必要部数	1
6	研修後の振り返り学習用資料	研修実施後3週間以内	1 (動画は	1
	(動画等)		対象外)	
7	業務完了報告書	契約終了日まで	1	1

※電子データについては、CD-Rで納品すること。また、編集可能な形式のデータで提出すること。

8. 機密の保持

- (1) 本業務の成果物にかかる成果物については、原則としてすべて発注者に帰属するものとする。ただし、発注者並びに受注者以外の第三者に権利の帰属する成果物や、本業務に従事する者の肖像権を侵害するおそれのある成果物については、この限りでない。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (3) 受注者及び本業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても同様とする。

9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、契約締結後、発注者受注者双方が協議して決定するものとする。